



労基署便り 2016 28 年度 No.2

大河原労働基準監督署



◎ 平成 28 年労働災害発生状況 (1 月～4 月)

	大河原署管内			宮城局管内		
	H27	H28	前年比	H27	H28	前年比
製造業 計	5	11	6	109 (2)	123 (2)	14
食料品製造業	3	1	-2	47	54	7
機械金属製造業	2	7	5	36 (2)	39 (1)	5
建設業 計	9	13 (1)	4	108	132 (3)	24
土木工事業	3	6 (1)	3	35	47 (3)	12
建築工事業	5	5		61	68	7
その他の建設	1	2	1	12	17	5
運輸交通業 計	4	2	-2	100 (3)	104	4
道路貨物運送業	4	2	-2	83 (3)	86	3
商業	5	11	6	103	126	23
全産業	37 (1)	51 (2)	14	616 (7)	671 (8)	55

※休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

平成 28 年度全国安全週間の実施について 7 月 1 日～7 日（準備期間 6 月 1 日～30 日）

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 89 回目を迎えます。

東日本大震災から 5 年が経過しましたが、現在も、沿岸部では膨大な復興工事が継続して行われており、また、事業活動の再開に伴う人材不足など労働環境は大きく変わってきている状況です。

今年度は、第 12 次労働災害防止推進計画の 4 年目に当たることから、更なる労働災害の撲滅に向けて取り組んでいく必要があります。

平成 28 年度の全国安全週間は、

「見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険 みんなで見つける 安全管理」
をスローガンとして展開します。

全国安全週間を契機として、労働災害防止の重要性を再認識し、安全活動の着実な実行をお願いします。安全文化を醸成するため、全国安全週間及び準備期間中には次の事項を実施してください。

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

平成 28 年 6 月 1 日から、危険有害性のある化学物質（640 物質）についてリスクアセスメントが義務づけられました。対象は安全データシート（SDS）の交付義務の対象である 640 物質です。640 物質はサイトで公開しています。
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND_aspx

職場の安全資料 SDS 検索

職場における熱中症の予防対策について

夏季においては、建設業などの屋外作業を中心に熱中症が発生しやすくなります。平成27年の熱中症による死亡者数は全国で32人と例年より多く、そのうち6割が建設業及び建設現場に付随して行う警備業で発生しました。次の熱中症対策を徹底し、熱中症の発生リスクの低減を図っていただくようお願いします。

- ① WBGT値（暑さ指数）の活用
- ② 冷房等を備えた休憩場所の設置、日陰などの涼しい休憩場所の設置、休憩を取りやすい環境づくり
- ③ 高温多湿作業場所において作業を行わせる場合には、労働者の熱への順化の有無を確認する
- ④ 水分及び塩分（塩あめ等）の備え付け、摂取について労働者に呼びかけることに加え摂取状況を確認する
- ⑤ 労働者の健康状態は、労働者の申出だけでなく、発汗の程度、行動の異常等についても確認する
- ⑥ 労働者に対する労働衛生教育の実施（熱中症の症状、予防方法、救急処置、熱中症事例等）

階段からの転落による死亡災害が2件発生しています。

本年、宮城労働局管内で、事務所等屋内の階段において踏み外し等により転落し、死亡する労働災害が2件発生しています。階段からの転落は通常の転倒より衝撃の強度が増し、災害の重篤度が高まりますので、設備の面を中心に対策をお願いします。

また、**6月はSTOP！転倒災害プロジェクトの重点取組期間**となっています。職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認をお願いします。

STOP！転倒 検索

【階段からの転落の防止対策例】



労働保険の年度更新にかかるお知らせ

労働保険料は、年度当初に申告・納付し、翌年度の当初に確定申告の上精算することになっており、事業主は、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付する必要があります。これを「年度更新」といい、**今年度は6月1日（水）から7月11日（月）**までの間に、労働基準監督署、都道府県労働局及び金融機関で手続きを行っていただきます。

「年度更新」申告書は、5月末から順次お届けする予定です。

なお、労働保険事務組合に事務委託されている事業場は、事務組合を通して年度更新手続きを行ってください。

大河原労働基準監督署では、年度更新手続きにかかる**受付・相談コーナー**を開設しますので、ぜひ、御利用ください。

記

開催期間：7月5日（火）～7月11日（月）（土・日を除く。）

時間：9:00～12:00、13:00～16:00

会場：大河原労働基準監督署 1階会議室

（柴田郡大河原町新東 24-25）

※ 上記の期間以外は、事務室で受付・相談をお受けいたします。



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。